

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
堺西高等学校	<p>設置工事及び改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和5年2月28日（検査日：令和5年2月28日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 716"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事</td> <td>308,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年11月12日（検査日：令和4年11月12日）</p> <table border="1" data-bbox="528 789 1617 921"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事</td> <td>2,303,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和4年9月8日（検査日：令和4年9月8日）</p> <table border="1" data-bbox="528 995 1617 1127"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事</td> <td>848,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 工事完了日：令和5年1月13日（検査日：令和5年1月13日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1201 1617 1333"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）</td> <td>1,015,410円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 工事完了日：令和5年3月4日（検査日：令和5年3月4日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1407 1617 1539"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）</td> <td>2,444,640円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）